

老人保健制度で医療を受けている人へ

平成20年4月1日から

新しい 後期高齢者医療制度が 始まります。 「高齢者のうち、75歳以上の人を 「後期高齢者」といいます。



(健康保険や共済保険など)の資格を持ち、「老人保健制度」で医療を受けていた人は、独立した新しい「後期高齢者医療制度」に加入(移行)したうえで医療を受けます。このため、国民健康保険や被用者保険の資格は喪失します。

これは、老人医療費が増大するなか、現役世代と高齢者世代の負担と給付を明確化し、75歳以上の後期高齢者的心身の特性や生活実態等を踏まえ、高齢化社会に対応する公平で分かりやすい制度として創設されるものです。

◆広域連合

平成20年4月1日から、新しい「後期高齢者医療制度」が始まります。これまで国民健康保険や被用者保険

これまでの老人保健制度は市町村が主体でしたが、高齢化の進展で老人医療費が増大するなか、保険財政

が安定化を図る側面から広域化を進める必要がありました。

そこで、都道府県単位で全市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」(以下「広域連合」)が設立され、後期高齢者医療制度の運営を担うことになりました。福岡県では、平成19年3月30日に設立し、江藤守國久留米市長が広域連合長に就任しました。

◆広域連合と市町村の役割

広域連合は、保険料の決定や財政運営、医療を受けたときの給付など後期高齢者医療制度の運営主体となります。市町村は、後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の徴収、被保険者からの申請や届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務を行います。(図1)

(図1)

広域連合と市町村が行う主な事務

広域連合が行う主な事務	市町村が行う主な事務
<ul style="list-style-type: none">●被保険者の資格の管理に関する事務<ul style="list-style-type: none">・被保険者の資格の認定や管理・被保険者証、資格証明書の交付決定●保険料の賦課に関する事務<ul style="list-style-type: none">・保険料率の決定・保険料の賦課、減免等の決定●医療給付に関する事務<ul style="list-style-type: none">・医療給付の支給、不支給の決定・一部負担金の減免や減額の決定	<ul style="list-style-type: none">●被保険者の資格管理に関する事務<ul style="list-style-type: none">・被保険者の資格管理に関する申請・届出の受付・被保険者証、資格証明書の引渡し●保険料の徴収に関する事務<ul style="list-style-type: none">・保険料の徴収・保険料の減免申請の受付●医療給付に関する事務<ul style="list-style-type: none">・医療給付、一部負担金に関する申請・届出の受付